

北見市

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で
自分らしく安心して暮らすことができるように、
成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをします。

成年後見支援センター



このようなことでお困りのときは、センターにご相談ください。

財産に
関すること



物忘れがあって通帳をなくしてしまったり、お金を管理することが不安。

契約に
関すること



離れて暮らす親が訪問販売や悪質商法の被害にあっていないか心配。

制度の利用に
関すること



施設入所や福祉サービスを利用する手続きをしたいがむずかしい。

将来に
関すること



頼れる親がないため障がいのあるわが子の将来が心配。

☎0157-61-8182 月曜日～金曜日8:45～17:30まで
(祝日および年末年始は除く)



社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

本人や家族などが家庭裁判所に申立てし、後見人等が選任されます。判断能力により、3つのタイプがあります。

後見

判断能力を常に欠く状態にあり、日常の買い物も一人では難しい方



保佐

日常の買い物は一人で出来るが、重要な財産の管理などは難しい方



補助

重要な財産の管理などを一人で行うことに不安がある方



低い

判断能力

高い

任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

北見公証役場

北見市北4条東1丁目11 双進ビル3階（9:00～17:00）
TEL 0157-31-2511

制度について教えて！

被後見人等を保護する方法

（成年後見人等に与えられる法的な権限）

■同意権・取消権

成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消す（無効にする）権限。

例）本人が行った、100万円の布団の購入を取消することができる。

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取消することはできません。
※補助人には本人が選択した権限のみ付与されます。

■代理権

成年後見人が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限。

例）本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

※保佐人・補助人には本人が選択した場合のみ付与されます。

成年後見人等は何をやるの？

■身上保護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例）高齢者施設、介護保険サービスの各種手続きや費用の支払い / 障害福祉サービスの利用手続き / 定期的に訪問し生活状況の確認 など

■財産管理

本人の立場に立って安全に財産管理を行います。

例）印鑑、預貯金通帳の管理 / 収支の管理 / 不動産の管理 など



手続きの流れ

1

申立準備

- 本人の判断能力や日常生活、経済状況の把握
- 申立ての目的、類型と後見事務の内容を整理
- 書類を揃える
(成年後見用の診断書、戸籍謄本、申立書など)

2

申立

- 申立人が本人の住所地の家庭裁判所に申立て
- 申立人になれる人は本人・4親等内の親族・市長など

3

審理

- 家庭裁判所による調査
- 家庭裁判所職員による審問(申立て理由や、本人に面談し、意思の確認や生活状況の調査など)
- 申立の内容によっては医師の鑑定

4

審判

- 成年後見人等の選任と後見内容の決定
- 場合によっては、成年後見監督人が選任されます。

5

審判確定

- 本人・申立人・後見人への審判結果の通知
 - 東京法務局への登記
- ※申立てから審判までは2ヵ月程度が見込まれます。

6

後見活動開始

- 財産管理や身上保護を行い、活動内容を家庭裁判所へ報告
- 後見人の報酬の決定

法定後見申立にかかる費用

収入印紙

- 申立手数料800円～2,400円
- 登記手数料2,600円

郵便切手

- 2,776円
- 補佐・補助申立ては+1,050円

診断書

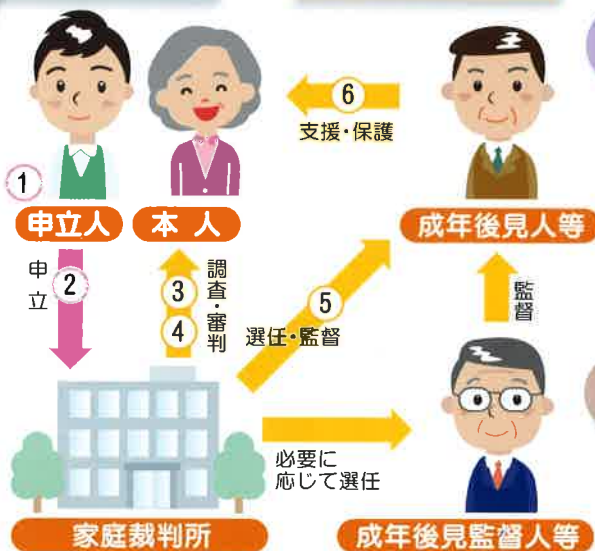
医療機関ごとの所定の金額

鑑定料

5～10万円(必要な場合)

その他

戸籍謄本等(所定の金額)



※申立書類作成を専門家に依頼する場合は、別途手数料が必要です。

※北見市成年後見制度利用支援事業では、一定の要件に該当する場合は審判請求に係る必要経費相当額や成年後見人等報酬の助成が受けられます。

成年後見人等にはどんな人になるの？

家庭裁判所が本人にとって誰が最善かを考え成年後見人等を選任します。

成年後見人等に選ばれるのは、本人の親・兄弟姉妹などの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人です。

市民後見人とは？

専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や、親族以外の市民で、本人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場で支援する成年後見人等のことです。

成年後見制度の利用が増える中で、支え合う温かな地域づくりに向け「市民後見人」の活躍が期待されています。

日常生活自立支援事業

高齢や知的障がい・精神障がいにより日常生活の判断能力に不安のある方が、地域において自立した在宅生活が送れるよう、本人との契約のもとづき、福祉サービスの利用援助を行います。

支援内容

- 福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用に関する手続きなど
- 日常的金銭管理
公共料金の支払手続き・預貯金の払戻し
- 書類等預かりサービス
預貯金の通帳や大切な書類などの保管

北見市成年後見支援センターでは このような事業を行っています

相 談

判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるように支援します。

専門職による相談

■弁護士・司法書士による相談

毎月第4水曜日（14：00～16：00）

■社会福祉士による相談

毎月第2水曜日（14：00～16：00）

※相談時間は30分、事前予約制、相談は無料

運営委員会・審査検討会の開催

センターの適正な運営のため、以下の団体の法律・福祉関係者等からなる「運営委員会」と「審査検討会」を設置しています。

- ◇ 釧路弁護士会
- ◇ 釧路司法書士会
- ◇ 公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部
- ◇ 北見市民生委員児童委員協議会
- ◇ 北見市地域包括支援センター連絡協議会
- ◇ 障がい者相談支援事業所
- ◇ 北海道行政書士会網走支部
- ◇ 北見地域介護支援専門員連絡協議会
- ◇ 北見市保健福祉部（障がい福祉課・介護福祉課・保護課）

お問合せ

☎0157-61-8182

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会
北見市成年後見支援センター

〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号
北見市総合福祉会館内

時間：月曜日～金曜日8：45～17：30
（祝日・年末年始を除く）

FAX：0157-57-3611

普及啓発

「成年後見制度」の理解を深めていただく講演会や研修会を開催するとともに、出前講座等、講師派遣を行います。

「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知する他、ホームページ、フェイスブック、ニュースレター等を発信します。

法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、北見市社会福祉協議会が自法人として後見支援を行います。

手続き支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。

市民後見人の養成・支援

地域における身近な存在として成年後見制度を担う市民後見人の養成を行い、活動を支援します。

